

REAL15開催における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

【REAL15開催概要】

イベント内容: ダンス発表会

日時: 令和5年3月11日、3月12日

参加者数: 両日約130名 ・ 観客数: 両日最大470名 (収容率約80%)

① 感染防止の基本方針

- ・イベントを企画する主催者とイベントの参加者及び観覧者は、イベント開催にあたって基本的な感染対策を行う。
- ・主催者は感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みを構築するものとする。
- ・主催者は、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」をふまえ、「三つの密」を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を可能な限り講じる。
- ・主催者は、青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部による「イベント開催制限の考え方について(令和5年2月1日~)」をふまえて、県内の実情を逐一確認し、それに応じた対策を講じる。
- ・主催者は、開催直前における弘前市、平川市や近隣の感染状況によっては、やむを得ず無観客開催に切り替える場合も想定して準備を行う。感染状況に即した臨機応変な対応が必要となるため、実施に関する判断時期は定めず、常に状況を確認し、それに応じて必要な判断、対応を行うものとする。

② 感染対策

(1) 参加者の事前実施事項

参加者に対しては、練習時に限らず、日頃より感染予防対策を徹底してもらおう。

(検温、マスク着用、消毒、換気、ソーシャルディスタンスの確保 等)

(2) イベント時における参加者・観覧者の実施事項

1. 入場時の検温、健康状態確認の実施

入場時の検温と健康状態確認を行う。有症状の場合には入場不可とする場合もある。なお、入場時の検温・健康状態確認は混雑予防のため、入場直前の自宅等での検温、健康状態確認等を代替手段とすることも検討する。

2. マスクの着用、予備マスクの持参

会場内では常にマスクを正しく着用する。参加者は予備のマスクを持参する。マスクは不織布マスクとする。

3. 出入口、トイレ等、飲食時等こまめな手指消毒、手洗いの励行

万が一手指にウイルスが付着しても感染を広げないよう、こまめに消毒や手洗いを行うこと。

4. ソーシャルディスタンスの確保

入退場時等にて、適切な距離の確保を取るよう対策を行うこと。

5. マスクを着用しない歓声・声援・大声の禁止

観覧時の歓声や声援、大声での会話や呼びかけ等は、マスクをしている場合のみ可能とする。

6. 飲食制限

飲食の場所・タイミングを制限される場合はそれに従うこと。飲食時は対面せず、黙食とする。

7. 個人情報提供の協力

万が一感染が発生してしまった場合にも、経路確認ができるよう、氏名や連絡先等の情報提供に協力する。なお、提供された情報は、主催者によって適切に管理されるが、必要に応じて保健所等に提出する場合もある。

8. 本項目で定めのない事柄について

感染予防の必要上、主催者から別途指示や協力願いがあった場合は、それに従うこと

(4) 主催者の実施事項

1. 開催会場の選定

会場は、青森県「イベント開催制限の考え方について」等を遵守している施設である。

2. 参加者・観覧者の把握

主催者は、事前に参加者名簿を作成、当日までに観覧者名簿を作成し、把握できる体制をとる。

3. 飛沫の抑制の徹底

3-1. マスクの正しい着用の徹底

参加者・観覧者のマスク着用をチェックし、着用率100%を実現する。マスクの正しい着用については厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」を参考とする。

3-2. 声援、大声への対応

隣席との身体的距離を確保し、マスク未着用での大声での歓声・声援は禁止とする。マスク未着用での大声を出す者がいた場合、人員の配置により個別に注意、退場等の対応ができるよう体制を整備する。

3-3. 出演者の発声等への対応

司会者等の発声等に当たっては、客席と参加者との間に十分な距離(舞台から観客の間隔を2m)を確保する。

4. 消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と利用者の手が触れる場所の消毒を適宜行う。また、こまめな手洗い・消毒を行う。こまめな消毒が行えるよう会場出入り口等に消毒液を設置し、参加者にも手指消毒、手洗いの励行をアナウンスする。

5. 換気の徹底

換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。換気は、換気扇もしくは空気清浄機の利用や窓や扉を解放することで行う。

6. 身体的距離を確保した誘導

人を密集させない間隔(1m)を確保するよう、入退場時の会場内のレイアウト変更、入場定員数の設定・人員の配置等による動線の確保を徹底する。混雑時でも身体的距離を確保した誘導を行うため、入退場に時間差を設ける等人が密集しないよう工夫する。

7. 演者の行動管理

有症状者は出演を控えてもらう。参加者と来場者が入退場時や休憩時間等に接触しないよう行動を制限する。

8. 飲食の制限

飲食用感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。飲食時は飛沫防止のため黙食とする旨をアナウンスする。

9. 人数制限の実施

入退場時は密集が予想されるため、スタッフによる誘導でそれを回避する。

10. 出演者やスタッフと観客が誘導等を覗き不必要な接触をしないよう動線や待機場所を確保する。

11. ガイドライン遵守の徹底及び公表

本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨もホームページ等へ掲載することとする。

監修: 日本医師会認定産業医 / 労働衛生コンサルタント 堤 多可弘

令和5年2月24日 合同会社SFS